

## 個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項

### CLOVIA CARDセゾン特約

#### 第1条(適用)

株式会社クレディセゾン(以下「当社」という。)が株式会社エネライフ(以下「エネライフ」という。)と提携して発行するCLOVIA CARDセゾン(以下「本カード」という。)の会員(以下「本会員」という。)については、「個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項」に加え、本特約が適用されます。

#### 第2条(個人情報の共同利用)

エネライフは、エネライフと個人情報の共同利用に関する契約を締結した企業(以下「共同利用会社」という。)と、以下の個人情報を以下の利用目的で共同して利用します。なお、共同利用会社の範囲及び個人情報の管理について責任を有する企業については、エネライフのホームページ<https://www.energylife.co.jp>に掲載いたします。

[利用目的]

- 共同利用会社による商品販売、役務提供を行うため
- 商品・サービスの開発又は営業情報・商品情報等の各種ご案内のため

[共同利用する個人情報の項目]

- 本カード申込書に本会員が記載した本会員の氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先、性別、家族構成、住居状況、親権者の連絡先、ガス種別、ガス会社名、ガス会社のお客様番号
- 本カードを利用しエネライフ又は共同利用会社が行なった商品又は役務の契約日、商品名、契約額、支払回数

#### 第3条(特約の変更)

本特約は当社及びエネライフ所定の手続きにより変更する場合があります。

### CLOVIA CARDセゾン特約

#### 第1条(カード名称)

株式会社クレディセゾン(以下「当社」という。)が株式会社エネライフ(以下「エネライフ」という。)と提携して発行するクレジットカードをCLOVIA CARDセゾン(以下「本カード」という。)と称します。

#### 第2条(カードの発行)

お客様が、本特約とセゾンカード規約を承認し本カードご利用のお申込みをされ、当社が本カードのご利用を承諾した方(以下「会員」という)に、本カードを発行いたします。契約は、当社が承諾した日に成立するものとします。

#### 第3条(弁済金等の支払方法等)

(1)セゾンカード規約第7条(弁済金等の支払方法等)(2)の会員にご利用の都度ご指定いただくお支払方法に分割払いを追加します。また、次の事項を追加します。

⑥分割払い—商品購入代金締切後の各お支払日に、当該商品の現金価格に下表により算出した分割払手数料を加算した金額を当該商品購入時に指定した支払回数で割った金額を支払う方法です。但し、各お支払日の支払金額の単位は1円とし、端数が発生した場合は初回に算入いたします。なお、支払回数、支払期間、実質年率、手数料は下表のとおりとなります。

- (例)現金価格 50,000円、10回払いの時
- 分割払手数料  $50,000円 \times (5.5円 / 100円) = 2,750円$
  - 支払総額  $50,000円 + 2,750円 = 52,750円$
  - 各支払日の分割支払金  $52,750円 \div 10回 = 5,275円$

支払回数 (回)	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
支払期間 (ヶ月)	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
実質年率 (%)	9.9	11.0	11.3	11.9	12.0	12.1	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2
現金価格100円当たりの手数料の額 (円)	1.65	2.75	3.30	5.50	6.60	8.25	9.90	11.00	13.20	16.50	19.80

(2)セゾンカード規約第7条(4)の「分割支払金」に(1)で算出した各回の支払金額を含めます。

(3)セゾンカード規約第7条(3)①支払方法の変更(分割払い)を利用した場合は、(1)の表が適用されます。

(4)分割払いについては、セゾンカード規約第7条(3)④の支払方法の自動変更サービスは適用されません。

#### **第4条(早期完済の場合の特約)**

分割払いの場合に、会員が当初の契約のとおりにお支払いされ、かつ約定支払期間の途中で残債務を一括してお支払いいただいた場合、会員は78分法又はこれに準じる計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料のうち当社の定めた割合による金額の払戻しを当社に請求することができます。

#### **第5条(ガス使用料金決済の制限)**

会員には、エネライフの都合により、エネライフが会員に供給するガス使用料金を本カードで決済できない場合があることを予め承諾していただきます。

#### **第6条(検針結果等のご連絡業務の委託)**

会員には、エネライフが会員に会員のガス使用量、ガス使用料金、検針結果等の通知業務を当社に委託し、当社がエネライフに代わり当該通知業務を行う場合があることを予め承諾していただきます。

#### **第7条(カード規約)**

本カードについては、セゾンカード規約に加え本特約が適用されます。両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

#### **第8条(本規約の変更等の準用)**

セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。